

坂祝町ほぎもんバスへの 広告掲載のご案内

坂祝町では、町民のみなさんの身近な交通手段として、坂祝町内及び美濃加茂市の一部を巡回する『ほぎもんバス』を運行しています。

町では『ほぎもんバス』に掲載する広告を募集しています。

事業主のみなさま、この『ほぎもんバス』に事業広告を掲載し、坂祝町内外の方に事業内容をアピールしませんか。

ほぎもんバスを“走る広告棟”として活用してください。

【ほぎもんバスへの広告掲載とは】



坂祝町では、ほぎもんバスを2台（2コース）運行しています。ほぎもんバスの車内及び車外に広告を掲載するスペースを設けて、みなさまから申し込みのありました広告を掲載しながら、町内外を走行します。

※参考

運行時間帯 午前8時から午後4時30分頃まで

1日当たりの走行距離（1台） 約150km

年間利用者数（令和2年度実績） 11,208人

1日平均利用者数（令和2年度実績） 38人

運行日数（令和2年度実績） 292日

運休日 日曜日、祝日

年末年始（12月30日から1月3日まで）

気象条件、道路条件などによりやむなく運休する日

【広告を掲載する場所】

広告を掲載する場所は、ほぎもんバス2台とも車外の側部両面（1箇所）、背面（2箇所）、車内（2箇所）です。

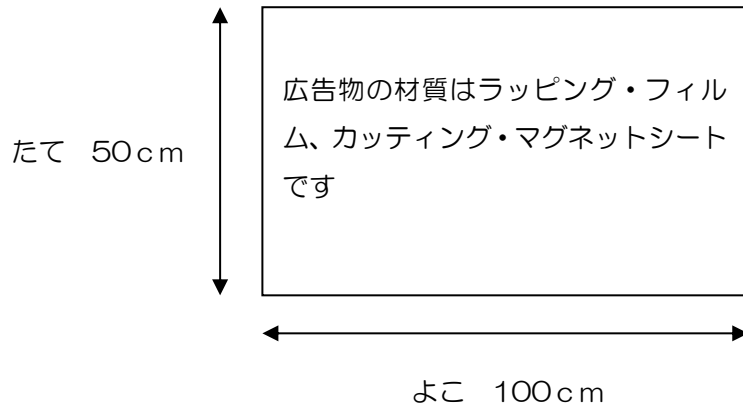


【広告物のサイズと規格】

【車外広告物】

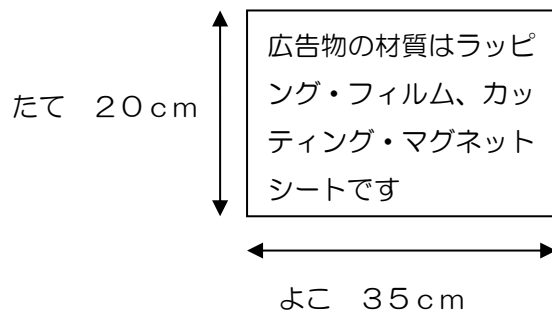
写真の「広告A」は側部両面に掲載するタイプです。（両面を基本とする）

広告物のサイズ （たて 50 cm よこ 100 cm） 以内



写真の「広告B」は背面に掲載するタイプです。

広告物のサイズ （たて 20 cm よこ 35 cm） 以内

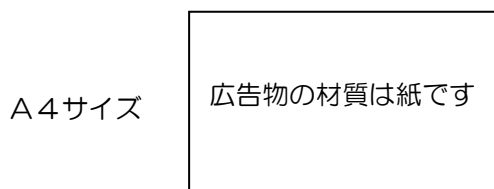


広告に僕を使ってもいいよ！
企画課の人に相談してね！

【車内広告物】

写真の「広告C」は車内に掲載するタイプで、2枠ご用意しています。

広告物のサイズ A4 横向き掲示です



【広告できない内容】

広告内容が次に該当する場合や該当するおそれのあるものは掲載のお断りをします。

- ① 法令等に違反するもの
- ② 公の秩序、善良の風俗に反するもの
- ③ 政治活動、宗教活動、社会問題についての意見等を表現するもの
- ④ 虚偽や誇大な表現が見られるもの
- ⑤ 人権の侵害や名誉き損になるもの
- ⑥ 青少年保護や育成上、適切でないもの
- ⑦ 消費者被害問題上、適切でないもの
- ⑧ 町の信用、品位を害するもの
- ⑨ 信号、交通標識等と類似する表現のもの
- ⑩ 交通者の注意力が散漫になる表現のもの
- ⑪ 交通者の安全上、支障となるもの
- ⑫ 景観との調和を損うもの
- ⑬ 町公用車運行上、支障となるもの
- ⑭ 暴力団等の組織に属する者から申し込みされたもの
- ⑮ 町の入札参加を制限されている者から申し込みされたもの
- ⑯ 民事再生法、会社更生法にかかる手続き中の者から申し込みされたもの
- ⑰ 町税、町使用料等を滞納している者から申し込みされたもの



【広告掲載期間と広告掲載料金】

広告掲載期間は、1ヶ月を単位とします。月の途中からの掲載や月の途中での取り止め等で1ヶ月に満たない場合でも1ヶ月として取り扱います。

広告掲載料金	広告A（両面）	月額	5,000円
	広告B（1か所）	月額	3,000円
	広告C（1か所）	月額	2,000円

※掲載できるスペースや期間が他と重なる場合があるため、申込時に確認ください。
※広告物の制作費用、撤去後の処分等に要する費用は申込者の負担となります。

【広告掲載の申し込み等】

① 申込書の提出

登記事項証明書または定款と広告原稿を添えて申請書を町へ提出します。

※ 申込書は坂祝町公式ホームページにてダウンロードできます。

② 決定（却下）通知書の送付

内容を審査した上で、決定通知書を送付します。

却下の場合は却下通知書を送付します。

③ 広告掲載料金の納付

決定通知書と合わせて送付する納付書にて、町が指定する期限までに納付していただきます。

掲載期間が1ヶ月を超える場合は、決定を受けた期間分の広告掲載料金を前もって納付していただきます。

④ 広告掲載料金の返還

一旦納付された広告掲載料金は、次のいずれかに該当する以外は返還いたしません。

1. 広告掲載前に申込者の都合により取下げをした場合
（0.5ヶ月分を差し引いた額を返還します。）

2. 申込者の責によらない理由で広告を掲載できなかった場合
（掲載期間経過分を差し引いた額を返還します。）

【その他】

① 広告の内容及び通常運行における公用車からの剥離又は盗難に関しては、町では一切責任を負いかねますので、掲載者の責任で対応していただきますようお願いいたします。

② 広告撤去時に車体等の塗料の剥離や傷等を生じさせた場合は、掲載者の負担において原状回復していただきます。

ほぎもんバスへの広告掲載に関するお問い合わせは、
下記までお願いします。



〒505-8501

岐阜県加茂郡坂祝町取組46番地18 坂祝町役場 企画課

電話 0574-66-2411 FAX 0574-27-1808

E-mail kikaku@town.sakahogi.gifu.jp